人事 <u>院</u> は、 般職  $\mathcal{O}$ 職 員の給与に 関する法 律 (昭和二十五年法律第九十五号) に基づき、 人事院規則九—

二四(通勤手当)の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和四年七月一日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則九—二四—一八

人事 院規則九一二 匹 (通勤手当) の <u>-</u> 部を改正する人事院規則

人事院規則九―二四(通勤手当)の一部を次のように改正する。

次の表により、 改正前間 欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線

を付した部分のように改める。

で定める事由は、通勤手当(一箇月の支給単位期	第十九条の二 給与法第十二条第七項の人事院規則に	(返納の事由及び額等)	改 正 後
で定める事由は、通勤手当(一箇月の支給単位期	第十九条の二 給与法第十二条第七項の人事院規則	(返納の事由及び額等)	改正前

間 に係るも のを除く。 を支給される職 員に つい

て生じ た次の各号の ١ ر ずれかに掲げる事 由とす

る。

略

 $\equiv$ 月  $\mathcal{O}$ 中途に お *(* ) て法第七 十九条 の規定によ

り 休 職 に さ これ、 法 第 百 八 条  $\mathcal{O}$ 六 第 項 へただ L

書 に 規定 す る許 可を受け、 派 遣 法 第二条 第

項  $\mathcal{O}$ 規定により派遣され、 育児休業法第三条

 $\mathcal{O}$ 規 定 に より育児休業を Ļ 交流 派遣 をさ

れ、 法 科 大学院 派遣法第十一 条第 項  $\mathcal{O}$ 規定

に ょ り 派 遣 つされ、 自己 啓 発 等 休 業 法 第二 条 第

興 五. 再 項 生 (Z 特 規 定す 別措置法第四十八条の三 る自 己 啓 発 等 休 業を 第一 Ļ 項 若 福 島 L 復

> 間 に係るものを除く。 を支給される職 員 に 0 ٧Ì

て生じた次の各号の V) ずれかに掲げ る事 由 とす

る。

(略)

三 月  $\mathcal{O}$ 中途 に お 7 て法第七 + 九条

 $\mathcal{O}$ 

規定

によ

り 休 職 に こされ、 法 第 百 八 条  $\mathcal{O}$ 六 第 項 ただ

L

書 E 規 定す る許 可を受け、 派 遣 法 第二条 第

項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により派遣され、 育児休業法第三 条

 $\mathcal{O}$ 規 定に ょ り 育児休業をし、 交流 派 遣 をさ

れ、 法科大学院派遣法第十一 条第 項  $\mathcal{O}$ 規 定

によ ŋ 派 遣 され、 自 己 啓 発等 休 業 法 第 条第

五. 項 に 規 定す る自 己 啓 発等 休 業 を 福 島 復

興再 生特別措置法第四十八条の三第 項若

除く。 十二条 され、 会特措 する 職 条 され < となつた場合」という。 5 第 は し、  $\mathcal{O}$ 配 期 第 法 第十 令 間 偶 配 又  $\mathcal{O}$ 項 八 第二十 は  $\mathcal{O}$ 規  $\mathcal{O}$ 和 者 偶 + 定 者 九 職 初 同 九 規 九 条 務 に 定 年 行 同 条 日 に ょ 国 五. 行 の 三  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ に 休業をし、 条第 兀 り 復帰することとなる場合 属 ょ 際 休 業 する月又は 停 第二項に り 第 袁 派 芸 法 職 <del>---</del> にされ、 項 項 博 第二条第 遣され、 令  $\mathcal{O}$ 覧  $\mathcal{O}$ 規定に 会 お 和 規 定 į, 特 その翌月 た場合 七 て 措 年 兀 に 又 は 玉 項 ょ 「派遣 法 ょ り 第 際 12 り これ 法 に 博 第 + 派 規 派 等 を 復 覧 定 八 五. 遣 遣

> くは する され 配 第 配 八 偶 + 偶 者 者 九 条 同 行 行 の 三 休業を 休業法第二条第 第 項  $\mathcal{O}$ 規 和 定 四 に 年 項 ょ に り 規 派 定 遣

ツ ク ラリンピ ツク 特措法第 + 七 条 第

同

L

令

オ

IJ

項の 規 定 に ょ ŋ 派 遣され、 令 和 七 年 玉 際 博 覧

され 会特 措 令 法 第 和 <u>一</u> 十 九 年 玉 五. 際 条 第 遠 芸 項 博 覧  $\mathcal{O}$ 会特 規 定 措 に 法 ょ 第 り 派 + 五 遣

条第 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規 定 に より 派遣され、 又は 法 第 八

<u>+</u> 条  $\mathcal{O}$ 規定 に ょ ŋ 停 職 にされた場合 これ

5 0 期 間  $\mathcal{O}$ 初 日  $\mathcal{O}$ 属 す んる月 又は そ 0 <u>광</u> 月 に 復

職 Ļ 又 は 職 務 12 復 帰 することとな る場場 合 を

除 第 + 九 条  $\mathcal{O}$ 兀 第二項 に お 1 7 派 遣 **等** 

となつた場合」という。

日の属する月の前月)までの期間について、同項	日の属する月の前月)までの期間について、同項
(その日が月の初日である場合にあつては、その	(その日が月の初日である場合にあつては、その
は、当該事由が生ずることとなる日の属する月	は、当該事由が生ずることとなる日の属する月
係る最初の月の初日において明らかである場合に	係る最初の月の初日において明らかである場合に
る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に	る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に
る事由に限る。)が前項第一号に定める期間に係	る事由に限る。)が前項第一号に定める期間に係
げる事由(前条第一項各号に掲げる事由に該当す	げる事由(前条第一項各号に掲げる事由に該当す
道等又は橋等について、次の各号のいずれかに掲	道等又は橋等について、次の各号のいずれかに掲
2 前項第一号に掲げる普通交通機関等、新幹線鉄	2 前項第一号に掲げる普通交通機関等、新幹線鉄
第十九条の三(略)	第十九条の三(略)
(支給単位期間)	(支給単位期間)
2~5 (略)	2~5 (略)
四 (略)	

 $\mathcal{O}$ 規 定に カン カン わらず、 同 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定に準じて支給 単

 $\mathcal{O}$ 

規定に

カン

か

わ

らず、

同

項

 $\hat{O}$ 

規定に準じて支給

位期 間を定めることができる。

## (略)

法第 百 八条の六第 項ただし書に規定する

許 可 を受け、 派 遣 法 第二条第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ

り 派 遺さ れ、 育 阋 休 業 法 第三条 O規 定 に ょ n

育 児休 業 をし、 交流 派 遣をされ、 法 科 大 学 院

派 遣 法 第 + 条第 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規 定に ょ ŋ 派 遣 さ

れ、 自己 啓 発等休業法第二 条第五 項 E ·規定 す

る自 己 啓 1発等休 業をし、 福 島 復 興 再 生 特 別 措

条 置法 の 三 第 第 兀 + 項 八 条  $\mathcal{O}$ 規 の 三 第 項 若 派 遣 し < れ は 第 配 八 + 偶 九

同 行 休業法第二条第四 頃に 規定す Ś 配 偶 者 者 同

定

に

ょ

り

さ

位期間を定めることができる。

## 略

法第 百八条の六第一 項ただし書 に 規定する

許 可 を受け、 派 造法 第二 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ

り 派 遣され、 育児 休 業法 第三条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ

n

育児: 休業をし、 交流 派 遣をされ、 法 科 大学 院

派 遣 法第十一 条 第 項 0 規 定 に ょ り 派 遣 さ

れ、 自 己啓発等休業法第二条第五 項 E 規 定 す

る自 己啓発等休 業をし、 福 島 復 興 再 生 特 別 措

置法 第 匝 + 八 条  $\mathcal{O}$  $\equiv$ 一第 項 若 L Š は 第 八 + 九

条 0)  $\equiv$ 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ n 派 遣 Z れ 配 偶 者

同 行休業法第二条第四 頃に 規定する る 配 偶 者 同

三 5 五 され、 項 第 年国 より通勤しないこととなること。 定により派遣され、 十五条第一項の規定により派遣され、 行休業をし、 際園芸博覧会特措法第十五条第一項の規 号 研 (略) 修 か 等 5 令 第四号ま  $\mathcal{O}$ ため 和 七 ĺŹ 年国際博覧会特措法 規則一一-四 での 旅 行をし、 規定に 又は 第三条第 ょ り が休職に 令 休 暇 第二 和 12 九 三 ~ 五 れ、 第 によ ンピ り通勤しないこととなること。 玉 五. 行休業をし、 派遣され、 際 条第一項の規定により派遣され、 号 研修等のために旅行をし、 ŋ ック特措法第十七条第 園芸博覧会特措法第十五 から第四 派遣され、 (略) 令和七年国際博覧会特措法第二十 令和三年オリンピッ 号までの規定に 規 則 条第 項 应 ょ 第三  $\mathcal{O}$ 又は休暇によ り ク・パラリ 規定に 令和 休 条 項 職 第  $\mathcal{O}$ にさ 九年 ょ 規 定 項

この

規則は、

公布の日から施行する。

附

則